

No.	項目	質問内容	回答
1	発注情報詳細 15,000名以上のストレスチェック実施の実績を示す書面について	1 契約は、15,000名未満だが、複数契約の合計が15,000名以上であればよろしいか。	1 契約で15,000名以上の受託実施実績が客観的に確認できる書類をご提出ください。複数契約の合計は、不可です。
2		社名・人数の開示許可をいただいている企業の実績を記載した営業資料等でもよろしいか。	貴社の作成資料のみではなく、発注情報詳細「提出書類」例のとおり、受託実績が客観的に確認できる書類をご提出ください。また、個人調査票の様式を3部提出してください。
3		自社従業員に対する実施実績でもよろしいか。（理由）他社に対しても該当する実績はありますが、書面提出が困難な可能性があるため	条件を満たしていれば、貴社の従業員に対する実施実績が客観的に確認できる書類・資料をご提出ください。
4		社名・金額・契約詳細内容（人数を除く）・結果内容等の情報が開示できないため該当部分をマスキングした書面でもよろしいか。	発注情報詳細「提出書類」例のとおりです。入札参加資格に関する条件が確認できるものであれば、企業・地方公共団体等名や金額、個人情報が特定されないようマスキングすることは差支えありません。
5	契約金額	昨年度の契約金額は。	4,895,000円（税込）
6	その他 全体	昨年度からの主な変更点は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受検時期を「2～4期」から「2期」に変更→仕様書第5条（個人のストレスチェック実施時期）</li> <li>・すべての記録・データ等の廃棄した旨を本市へ報告する旨を追加→仕様書第12条（記録・データ等の保存・廃棄）</li> </ul>
7	第2条（4） 成果品の納品及び回答済調査票の回収	（4）成果物の納品及び回答済調査票の回収について、「イ.配送の場合、市庁舎については配送業者が各階まで集配する」とありますが、弊社は配送業者Aを使用したいと思いますが、貴市にて配送業者Aの集荷や配達サービスを利用される場合は、各階までご対応いただいておりますでしょうか。（基本は、貴市と配送業者A間で取り決めがあるようです）	どの業者が各階配送して下さるか、把握しておりません。恐れ入りますが貴社から配送業者へ御確認ください。
8	第3条（3） 対象者	受検をもって対象者とするところがあるが、対象者リストとしての提供はあるか。	横浜市からの対象者リストの提供はありません。調査票から対象者情報を読み取り、貴社でリストを作成してください。調査票から得られない項目については職員健康課から提供します。
9	第3条（3） 対象者	リストにない対象者については、何名を予想されていますか。 リストにない対象者については、氏名を平仮名・カタカナのみで取得してもよろしいでしょうか。	約500名を予定しております。 リストにない対象者については、氏名はカタカナで取得となります。調査票から得られない項目については職員健康課から提供します。
10	第4条 調査票及び項目	紙での納品は必須か。	仕様書 第4条のとおり、調査票は紙媒体で納品していただきます。

No.	項目	質問内容	回答
11	第4条(1) 調査票及び項目	「職業性簡易ストレス調査票」(57項目)に準ずる設問で、労働安全衛生規則第52条の9第1項第1号から第3号までに規定する3つの領域に関する項目を含み、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル(改訂 令和3年2月労働省)により評価(判定)できる設問であれば、57項目完全一致していなくてもよいか。	仕様書 別表2(1)のとおり、57項目は完全に一致した設問としています。
12	第4条(2) 調査票及び項目	職業性ストレス簡易調査票(57項目)以外の「その他の追加項目」は、どのような内容で、項目数はいくつか。	仕様書 別表2(2)のとおりです。
13	第4条(2) 調査票及び項目	追加項目は調査票に印字ではなく、別用紙を準備しご回答いただく認識で宜しいでしょうか。	仕様書のとおりでお願いします。
14	第4条(3) 調査票及び項目	性別・年齢は設問用紙に印字せず、事前に提供されたデータを登録し、分析・管理を行うことは可能か。	性別・年齢は調査票に印字せず、事前にお渡しするデータを登録し、分析・管理を行うことで差支えありません。
15	第4条(2)(3) 調査票及び項目	調査票に印字するために事前提供されるデータは何か。	調査票に印字するためにお渡しするデータは、氏名、性別、生年月日、職員番号、所属名、所属コード等です。
16		受検者が記入する項目は何か。	受検者が記入するのは、職位・雇用形態、職種、1か月の残業(超勤)時間です。
17	第4条(3) 調査票及び項目	受検者名簿の提供時期とデータ形式は。	受検者名簿は、契約決定後用意ができ次第、Excelファイルデータを記憶媒体等で提供する予定です。
18	第5条 個人のストレスチェック実施時期	納品は、一括して納品するのか、各期に分けて納品するのか。	各期毎に期限までに納品してください。
19	第5条 個人のストレスチェック実施時期	受検期間(令和6年8月～9月)を2期に分けて実施するとあるが、各期の調査票回収後に個人結果の作成や、高ストレス者判定作業は開始してよいか。	各期の調査票回収後速やかに、個人結果作成・高ストレス者判定を開始してください。
20		第1期の納品部数はどのくらいの見込みか。	第1期は全部数の1/2程度となる見込みです。
21	第7条(2) 実施方法と手順	配付兼提出用封筒ですが、計何種類の封筒が必要でしょうか? ※文言を変更するだけで、封筒の版代がかかりますので、記載したい封筒のパターンが何種類あるかお教えください。 また、枚数はそれぞれ、何部ずつ必要でしょうか? ※枚数によって原価が代わりますのでご教示ください。	全部で2種類 1種類目は、約30,500枚(教育委員会 学校用務員、給食調理員以外) 2種類目は、約1,500枚(教育委員会 学校用務員、給食調理員)

No.	項目	質問内容	回答
22	第7条(3) 実施方法と手順  別表1-5 未受検者返却専用封筒	未受検者返却専用封筒は何部用意すればよろしいでしょうか。 また、昨年は何部使用されましたか。	42部ご用意ください。受検者に配付しなかった調査票を区局でとりまとめ、回答後の調査票と一緒に受託者へ返送する時に使用します。
23	第7条(4) 実施方法と手順  仕様書	評価基準に関しては単純合計法で行うが、貴市の点数によって評価を行う。個人結果表のレーダーチャートは素点換算法で作成する。上記の認識でよろしいでしょうか。なお、上記の方法だと、点数が高い方が高ストレスである判定と点数が低い方が高ストレスであるレーダーチャートが同一の結果に記載されることになるので、矛盾が生じると思うのですが、お間違いないでしょうか。	高ストレス者の選定については、単純合計法により、「評価基準の例(その1)」で行います。個人結果レーダーチャートについては、素点換算法で、内側に入るほど高ストレスとなるレーダーチャートを作成します。(逆転項目については、点数が低い方が高ストレスとなるように処理をします。) ご質問いただいている矛盾点につきましては、説明文により、混乱を回避します。
24	第7条(5)ウ 面接指導の対象者が否かの判定結果	面接指導対象者への通知は仕様書のとおりではなく、当社の通知方法に変えることは可能か。	仕様書 第7条(6)イ及び別表1成果品9「高ストレス者面接指導勸奨文書一式」にあるとおりとします。
25	第7条(6) 実施方法と手順	回答に欠損があった場合の計算方法はご教示いただけますでしょうか？	回答に欠損があった場合の計算方法は、協議の上決定します。ただし、欠損があった場合に、一切の判定を行わないことは不可とします。
26	第7条(6) 実施方法と手順	別表1-8と別表1-11はA3裏表など使用して、同紙に記載してもよろしいでしょうか？	別表1-8は、本人用の「ストレスチェック個人結果通知」であり、別表1-11は、職員健康課用の「高ストレス者報告書」です。別表1-8は、紙での印刷が必要です。令和3年度から別表1-11は、電子データ納品です。
27	第7条(7) 集団分析	(7) 集団分析について、「ウ. 複数年の結果が比較できるように表記すること」とありますが、経年比較は何年分でしょうか。 また、比較作成にあたって、過去の回答元データ(各設問ごとにどの回答を選択したか)はいただけますでしょうか。	経年比較は1年(昨年度)です。 過去の回答元データではなく、集団の分析結果データを提供します。
28	第8条 高ストレス者選定方法・基準	その2(素点換算法)で分析は可能か。	「評価基準の例(その2)」での判定は不可です。
29	第20条 留意事項	留意事項に、「自らチェックできる様式を用意する」とあるが、受託者側が用意するという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
30	別表1-1 ストレスチェック のお知らせ	「ストレスチェックのお知らせ」の用紙は白色でも良いか。また、モノクロ印刷でも可か。	「ストレスチェックのお知らせ」の用紙については、カラー印刷を予定しています。詳細は横浜市と協議の上で決定します。
31	別表1-1 ストレスチェック のお知らせ	ストレスチェック受検書類をお送りする際、41か所に納品とありますが41か所を第1期から2期にまで分けて納品するのか、1期から2期までそれぞれ41か所お送りするのかどちらでしょうか。	『41か所を2期に分けて納品』となります。
32	別表1-3 配付兼提出用封筒	1(2)印字する内容 ア封筒ふた部分への3点の印字ですが、受検案内文に記入でも宜しいでしょうか。	仕様書のとおりでお願いします。
33	別表1-11 高ストレス者報告書	高ストレス者報告書のレイアウトは任意のものでよいか。またデータでの納品でも可か。	レイアウトその他の詳細については、契約決定後、横浜市と協議の上で決定します。データで納品して頂きます。
34	別表1-15 集団分析結果	集団分析結果の納品を、遅らせることは可能か。	集団分析結果の納品期限は、10月末厳守でお願いします。
35	別表1-14 データ受検の取扱い	「1 ストレスチェックのお知らせ」「2 調査票」は人数分用意するのか。	仕様書第20条の対象者のうち、点字受検を希望する職員の人数分を用意ください。
36	別表1-14 データ受検の取扱い	納品は何期になるのか。	仕様書第20条の対象者のうち点字での受検を希望した職員の配属先の受検期に合わせた納品となります。
37	別表1-13 点字の取扱い	視覚障害のある職員数についてですが、点字での対応となると外部委託となります。原価を計算するために、概数(例:10人程度、20人程度)で結構ですので、ご教示ください。	例年15人程度です。 なお、受託者が業務の一部を他の業者へ再委託することは原則禁止しています。(個人情報取扱特記事項第6条、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項第7条)やむを得ず再委託する場合は再委託承認申請をしていただき、横浜市長が承諾した場合に限ります。
38	別表2、3 調査票及び項目	別表2(2)①その他の追加項目の「所属名」「所属コード」は、別表3(集団内訳)所属等の「区・局」「部」「課」に該当するデータか。	別表2(2)①その他の追加項目の「所属名」「所属コード」と別表3(集団内訳)所属等の「区・局」「部」「課」に使用する、所属名・所属コードは別のものとなります。